

石橋湛山の合理的思考と国益としての小日本主義

著者	鈴木 裕輔
出版者	法政大学国際日本学研究所
雑誌名	国際日本学
巻	8
ページ	105-122
発行年	2010-08-10
URL	http://doi.org/10.15002/00022627

石橋湛山の合理的思考と 国益としての小日本主義

鈴 村 裕 輔

はじめに

周知の通り、石橋湛山は徹底した個人主義に基づく国民主権の立場から、藩閥官僚政治の打破や軍閥の政治への介入に対する批判を主張した人物であった。その所説は主として経済誌『東洋経済新報』を舞台に展開され、経済の分野においては経済的自由主義と自由な貿易の擁護と国際協調の必要性の強調となり、政治面では、軍国主義に裏打ちされた、植民地主義を内容とする大日本主義に反対する小日本主義の提唱となった。太平洋戦争中も軍部への迎合を拒んだ石橋の姿⁽¹⁾は、日本を代表する言論人としてだけでなく、戦前、戦中を代表する自由主義者としても知られていた⁽²⁾。

石橋のリベラリズム、あるいは東洋経済新報的なりべラリズムの特徴として、長幸男は次の四つの点を挙げている⁽³⁾。

- (1) ヒューマニズム。
- (2) 経験主義。機能主義。プラグマティズム。
- (3) 進歩的自由主義乃至徹底的民主主義。
- (4) 平和主義。国際協調主義。帝国主義・植民地制度・軍国主義・ファシズム反対。

本論は、長の分類に従い、特に第2の「経験主義、機能主義、プラグマティズム」と第4の「平和主義、国際協調主義、帝国主義・植民地制度・軍国主義・ファシズム反対」の二つの特徴を対象とし、石橋湛山の合理的思考の形態を明らかにするとともに、その思考の様式によって導かれた所論、とりわけ小日本主義の姿を、国益への寄与という側面から検討することを目的とする。

1 合理的思考のあり方

かつて、司馬遼太郎は随筆「清沢満之のこと」において、明治時代の哲学者で真宗大谷派の近代化に務めた僧侶でもあった清沢満之を「かれは物事を芸術的直感で結論がさとれる体質でなく、キリで揉みこむような理詰めの追及のあげくに何らかの結論を得るにいたる体質である」と評し、その思考の特徴として論理的厳密さを挙げた⁽⁴⁾。この、理詰めの追及のあげくに何らかの結論を得るという特徴は、石橋湛山にもそのまま当てはまる。これは、長が指摘した石橋の議論を支える太い柱である四つの特徴、とりわけ第2の特徴である「経験主義、機能主義、プラグマティズム」に起因するといえよう。長は「文体の論理性と平明さ」をもって石橋の経験主義、機能主義あるいはプラグマティズムに由来する「論理のスタイル」であるとするが⁽⁵⁾、これは、石橋が早稲田大学在学中に師事した哲学者田中王堂の影響によるところが大である。優れた文明批評家でもあった田中が、日本の哲学界の主流であったドイツ観念論や形而上学とは異なる性質をもつデューイの実践主義を導入した人物であることは、広く知られている通りであり⁽⁶⁾、その徹底した個人主義と、人間の生活に不便を与えるものに対しては新しい方法を現実の中から探し出せばよいという考えは、「間違っていれば正せばよい」という「相対主義ないし改良主義」あるいは「近代的合理主義の精神」⁽⁷⁾として石橋に継承されたのである⁽⁸⁾。換言すれば、石橋は、合理性あるいは合理的な思考によって対象の本質に迫ろうとし、その際の実際的な道具として、平明で簡潔な論理と、観念的、教条的ではない、定量的な情報とを用いたのである。

そのような思考のあり方の顕著な例として、われわれは二つの出来事を挙げることができる。すなわち、石橋が内閣総理大臣辞任の際に示した理由と、『東洋経済新報』に掲載された、労働者の罷業に関する論評の二つである。

1956（昭和31）年12月、自由民主党が前年の結党以来初めて行った総裁選挙で岸信介に勝利した石橋は首相の座に就く。「国会運営の正常化」、「政界および官界の綱紀粛正」、「雇用の増大」、「福祉国家の建設」、「世界平和の確立」といういわゆる「五つの誓い」を掲げた石橋は全国各地で遊説を行うが、翌年1月に老人性急性肺炎のため入院する。そして、医師が2か月の休養が必要で

あるとの診断を下すと、首相の国会欠席は公約である「国会運営の正常化」に背くとして、1957（昭和32）年2月23日に辞職した。就任から2か月後のことであった。

辞職に際し、石橋は自らの政治的良心に従って辞任するという書簡を国民に宛てて公表したが、ここでいう政治的良心とは、国会運営の正常化という公約に反するという政治家としての良心とともに、かつて東京駅の遭難によって長期入院を余儀なくされた浜口雄幸首相を、国会運営を混乱させた元凶であると厳しく指弾した自らの言葉に背かないという、政治に対して発言する言論人としての良心をも意味するものであった。

石橋が批判した国会運営の混乱とは、次のようなものである。すなわち、1930（昭和5）年11月14日、浜口が東京駅頭で右翼活動家の佐郷屋留雄に狙撃されて重傷を負うと、外相幣原喜重郎が首相代理として第59議会に臨んだが、軍備縮小に関するロンドン条約問題で失言したため議会は混乱した。翌年3月10日、浜口は野党側からの登院の要求に応ずる形で病を押して議会に出席したが、病状の悪化によって4月5日に再入院したため、8日後の4月13日に内閣は総辞職し、元首相の若槻礼次郎が後継内閣を発足させた。このような状況に対し、石橋は『東洋経済新報』昭和6年4月18日号の社説の中で、浜口の遭難は同情に堪えないものの、「我が国を無道、無議会に陥れた罪悪に至っては、死後なお鞭うたれるべき」であるとし、「言行一致し得ぬ場合にはその職を去るべし」と批判したのである⁽⁹⁾。

不慮の遭難によって政権を担当することができなくなった浜口を「死後なお鞭うたれるべき」と厳しく非難した以上、原因は異なるとはいえ長期の入院を必要とし、議会に登院できないという点では同じである自分が首相の座に留まることは、まさに言行不一致そのものである、それゆえ、過去の自らの言動との整合性を保つためには、ただちに辞職することが妥当である。このような判断があったからこそ、石橋は誰もが驚いた辞任という行動を選んだのだ。

第二の事例が、1919（大正8）年に起きた大阪市電の罷業についての評論である。

この評論の中で石橋は、大阪市議員のある人が「公共事業従業者が、かくの如くにわかに罷業をし、社会に迷惑を蒙らすことは不都合だ」⁽¹⁰⁾、あるいは

「英国の鉄道罷業が、社会の同情を得能わなんだ」という理由を挙げて、「同じ公共事業なる大阪市電の罷業もまた社会の同情を得られぬ」⁽¹¹⁾と指摘し、大阪市電の罷業は社会の同情を得られないと主張するのに対して、その所説が妥当であるか否かを検証する。すなわち、石橋は次のように述べる。

労働問題の上から論じて、公共事業とその他の事業との間に何らの区別はない。⁽¹²⁾

公共事業に従事せる労働者の労働条件は他の一般労働者の労働条件より一層悪い、彼らは何故にこの悪い待遇を、その事業が公共事業なるが故に忍ばねばならぬか。かような理窟は一もない。⁽¹³⁾

この評論の中で石橋が引用した大阪市会議員の発言には、外国での出来事を根拠とし、そこで鉄道の業務に従事する労働者の罷業が受け入れられなかったのだから、日本でもこの国と同じように大阪市電の罷業が社会の同情を得ることはないであろうという、論理的な構造が横たわっている。さらに踏み込めば、議員の発言の本質は、当時日本より先進国であった英国でも同様の状況があったのだから、当然ながら日本でも同じ結果が導き出される、という点にあるといえよう。このような意見に対し、石橋は、先進国との比較によって自国の現象を捉えることをせず、より根本的な問題を提起する。すなわち、佐藤らが指摘するように、仮に社会が罷業を憎む感情をもったとして、果たしてその感情がその判断が正しいか否かという問いを発するのである⁽¹⁴⁾。

石橋によれば「労働問題の上から論じて、公共事業とその他の事業との間に何ら区別は」なく「公共事業が、他の事業から区別せらるるは、労働者側から見ることではなくして、消費者側から見たこと」⁽¹⁵⁾である。この指摘からも明らかのように、石橋の立論には「外国はこうであったから」という相対的なものではなく、そもそも「労働問題」として、また公共事業者とその他がなぜ違うとされているのかという点について、われわれがこの問題をどう考えるべきかという、根本的といえる問題意識があり、それを読者に提示している。

消費者が労働者であるように、労働者も消費者である。だが、罷業を悪とす

る消費者は、公共事業者に対して自分たちと同じ「労働者」という感覚を持たない。そして、公共事業者は民間とは区別され、公益を優先することが求められ、私益は否定される。これに対し石橋は、公共事業従業者が、公共事業をしているという理由だけでなぜ待遇の悪さに耐えなければならないのかと指摘する⁽¹⁶⁾。公共事業、公共、公益と労働者の立場に対する石橋の態度は、約言すれば労働者は公共事業だろうと労働者である、というものである。それとともに、公益を優先すべきというだけで私益を否定してはならず、ましてや公益の中に私益の要素が全くないと考えるのも間違えであるとするのである。

我こそ公益ただ一つを念とし、私利の如くは全く思うてもみたことがないと信ずる人の行動を解剖し、あるいはその人自身が自己の心情を冷静に反省してみるがよい。(中略) 金銭には恬淡であっても、名誉を思い、権威を求むるならば、これもやはり私利私欲の一種である。あるいは世間にははなはだ消極的の性情の人もあって、金銭も顧みず、悠々自適、心の赴くままの生活を営む者もある。(中略) 彼はその欲事に超然たることに、あたかも金銭名聞を求むる者が、その金銭名聞に楽しみを感じずると同様に、やはり楽しみを感じずるからこそ、さようの生活をするのである。⁽¹⁷⁾

石橋は、公益のみを念頭に置き、私利を追求することは一切ないという者であっても、もし名誉や権威を求めるのであれば、やはり私利を求めているのと同じだとする。つまり、石橋は、「公益を求める」ということが私欲に端を発し、それゆえに、公益への志向が私益の一類型であることを見抜いているのである⁽¹⁸⁾。

「私利を計らんとすれば公益に一致する行動をとらなければならない」⁽¹⁹⁾ という石橋の指摘は、「公益に尽くすべき」という発想とは異なる考えである。そして、私的に振る舞うことが公益になるという考えは、公益と私益が次元を異にし、互いに分け隔てられるものではなく、一見すると矛盾的存在としても、社会の進歩を促進する動力が、その矛盾の中にある、という考えを背景にしたものである⁽²⁰⁾。

石橋は、公益か私益かといった二元論ではなく、消費者は労働者であり労働

者は消費者であるのと同じように公益と私益は互いに関わっており、公益だけ、私益だけの人間はおらず、両者を同時に追求するのが「人間の性質」⁽²¹⁾ であるとする。これは、一面においては、一方を選択し、他方を全面的に否定することができないという意味での、折衷主義的な態度の表れともいえよう。しかし、特定の一方を一概に否定することはできないとする立場は、あらゆる対象は状況のいかんによって全く異なる意味を持ち得るということを念頭に置き、一方の側からのみの視点で他方を否定しないという、複眼的な考えでもある。このような、事柄の根本を問う、論理的な整合性を重視する考えに基づいて、石橋は、やがて全体主義への帰属を要求することになる「公益に尽くすべき」という考え方と一線を画し、独自の議論を展開するのである。

2 合理的思考の帰結としての小日本主義

石橋は本音と建前の相異による表象と実体の分裂を嫌い、そうした状況を回避するためには現状の変革をいとわず、自らの社会的、政治的な職位にも拘泥しない。しかも、そのような立場は、内閣総理大臣としての身の処し方から、罷業のような社会問題を論ずるときにまで一貫している。あるいは、彼は一国の政治や経済に関する問題に対しても、人々の日常的な生活にまつわる話題についても、合理性という尺度を常に念頭に置き、対象のもつ重要性の高低によってある場合は合理的に思考し、別の場合には慣習に従って論を進めるといった多重的な基準を設けることはなかったのである。

国政から日常生活に至るまで様々な問題について、石橋は合理性という観点から自らの説を展開した。そして、その議論の多くは同時代の他の論者の見解と異なる点が多数存在する。

民本主義を唱えた吉野作造が主権の所在について議論を避け、天皇主権を自明の前提としてもっぱらその運用に問題を限定し、天皇機関説を提唱した美濃部達吉も、主権を天皇個人から奪うものの、国民ではなく国家に帰属させる中で、石橋はいかなる政治形態も国家の構成単位である各個人の承認を前提とし、それゆえに最高の支配権としての主権は国民に存し、これを円滑に運用するのが代議政治であると主張することで、主権在民と代議政治の正当性を理論的に

明らかにした⁽²²⁾。

また、1912（大正元）年に第一次憲政擁護運動が起きた際、石橋も都下の弁護士や貴社を会員とする憲政作振会の一員として大衆演説会で憲政擁護の論を展開する。このとき、人々から「憲政擁護の神」と謳われた犬養毅や尾崎行雄らが、政党政治実現のための具体案として軍部大臣現役武官制の廃止や文官任用令の改正を唱えるにとどまったのに対し、石橋は『東洋経済新報』の社説において、藩閥、財閥、閥閥、学閥といったあらゆる閥族を一掃するとともに、国民が提出した政治的な要求を平和的に満足させるための手段として、普通選挙を提唱した⁽²³⁾。

あるいは、1921（大正10）年2月、急速に勢力を拡大させていた大本教を警戒した政府が、出口王仁三郎ら三名を不敬罪と新聞紙法違反で起訴し、10月5日には出口に懲役5年の判決が下されるとともに、10月20日に警察が大本教の神殿を破壊した際⁽²⁴⁾、石橋は当局に対して次のような批判を行った。すなわち、大本教そのものが社会に悪影響を与えるという確実な証拠があるのなら当局はその根拠を堂々と示し、布教と宣伝を中止させる手段を講ずるのが妥当であるし、無許可で神社風の建築物を建てたからという理由でその神殿を破壊するのも法律を拡大解釈した行為であって、本来ならば新たに許可の申請を行わせれば済んだ問題である。これらはすべて「法律なんていうものは、権力者の都合で、勝手に解釈が出来るものである」という感を国民の脳裏にいよいよ深く浸み込ませる」ものであり、「風教に非常な害を残す」ものであるというのである⁽²⁵⁾。ここでも、大本教は怪しいから取り締まるべきだという考えに与せず、当局による権力の恣意的な行使と手続き上の瑕疵を批判するとともに、「間違っていれば正せばよい」という合理的な思考が現れている。

これらの事例は、いずれも石橋が同時代の考え異なる地点に立っていることを示している。そして、こうした例にも増して同時代の発想から隔たった考えが、石橋の代名詞ともなった小日本主義である。

3 『東洋経済新報』と小日本主義

小日本主義は、武断的な専制政治や対外膨張政策としての大日本主義や大ア

ジア主義に反対し、日本の主権的領土を北海道、本州、四国、九州の主要四島に限定し、経済的合理主義に立脚した平和的發展論である⁽²⁶⁾。石橋が小日本主義を唱えた背景は、『東洋経済新報』が創刊以来伝統的に展開してきた反大日本主義の論調と、石橋が同誌の編集に携わる前に在籍した、東洋経済新報社のもう一つの雑誌『東洋時論』が「藩閥官僚地主政権の政策に対する反対はきわめて厳しく」、誌面が「殆どその論調で充たされているといっても過言ではない」⁽²⁷⁾という性格をもっていた点に求められる。特に石橋の先代の編集主幹であった三浦鍬太郎は1913（大正2）年の『東洋経済新報』に「満州放棄論乎軍備拡張乎」（大正2年1月5日号～3月15日号）と「大日本主義乎小日本主義乎」（大正2年4月15日号～6月15日号）という二つの長編の連載論説を掲載し、当時の日本の「政治の病巣をえぐる」⁽²⁸⁾試みを行った⁽²⁹⁾。

まず、「満州放棄論乎軍備拡張乎」の中で三浦は、満州を植民地化しようとする当時の政府と軍部の動きは大きな過ちであるとする。すなわち、もし満州を政治的に掌握することができたとしてもそれは一時的なものであって満州の経済的発達を促進することにはならず、しかも満州を政治的、軍事的に維持するための経済的な負担は計り知れない。しかも、日本による満州の植民地化は中国大陆に欧米列強が進出する口実を与えることになり、国防上の観点から好ましくない結果をもたらすばかりでなく、当時の日本の国際政治上の基盤であった日英同盟の趣旨に背くものであるから、もし大陸進出政策を強行するのであれば日英同盟破棄という結末を招き、最終的にはイギリスに対抗するための海軍力とロシアに対抗するための陸軍力の状況を余儀なくされることは自明である。だが、このような軍備拡張政策を実現させるための経済力は現在の日本にはなく、それゆえに、日本にとって最善の策は満州を放棄することである。このように軍事、政治、経済のいずれの面から考えても、満州を放棄する以外に日本の選択肢はないことを、三浦は明らかにする。

また、「大日本主義乎小日本主義乎」は、日本が直面する状況に対する具体的な政策の提案である「満州放棄論乎軍備拡張乎」を受け、日本が将来的に進むべき道を説いた、いわば国家戦略の要諦といえる論説である。

まず、大日本主義を、大英主義と同様に領土拡張と保護政策とをもって国家と国民の利益を増進しようとする主義と定義し、小日本主義は小英主義と同じ

く領土拡張と保護主義に反対し、内政の改善、個人の自由と活動力の増進によって国力を増強しようとする主義と規定し、大日本主義はその定義から本性的に軍国主義、専制主義、国家主義になり、小日本主義は産業主義、自由主義、個人主義になるということが示される。そして、日本は経済的にも政治的にもあるいは思想的、道徳的にも大日本主義を継続することが不可能とされる。その理由は、ひとつは軍事費と海外領土の経営にかかる費用の増加がもたらす財政の圧迫であり、もうひとつは海外拡張政策がそれと不可分に結びつく軍人の跋扈と軍閥の専横、そして軍人政治の出現を許し、結果として思想の自由と社会における機会均等を損なう点にある。それゆえ、日本は大日本主義を捨て、小日本主義の道を進むことが必要なのである。

こうした『東洋経済新報』の伝統的な主張を受け継ぐとともに、そこに国益という観点を強調することで、石橋は自らの小日本主義を積極的に展開したのである。

4 小日本主義が否定する「東洋の盟主・日本」

石橋が小日本主義を唱え、諸外国、とりわけアメリカ合衆国との協力を肯定したのは、国際主義的な政策をとることが最終的に日本の利益となり、最終的には日本が世界の指導者として行動することを可能にすると考えたからである。実際、石橋は、日本という国家の中に「自由主義化された世界経済の中で行動する日本」と「アジアの盟主としての日本」のふたつの役割を見出し、両者がいかにして破綻することなく結び付けられるかを模索した。例えば、1921（大正10）年7月の社説「一切を棄つるの覚悟」と7月から8月にかけて3回に渡って連載された社説「大日本主義の幻想」では、海外拡張政策を放棄することが日本にとってどれほど大きな意味をもつかを、統計的な根拠を提示しつつ指摘する。

これらの議論の中で石橋が繰り返し強調するのは、「植民地を放棄することで日本の国際的な地位が高まる」という点である。事実上列強が世界を分割統治していた19世紀から20世紀初頭という時代においては、領土の広さは国力の代理指数として人々に受け止められていた。特に、日本の場合は、列強から

の国防、市場の確保、増加する人口に対して国土が狭隘であること、あるいは天然資源に恵まれていないという理由から、問題解決のためには中国大陸への進出こそが不可欠で、これによって国としての命運が開かれるという主張がなされていた。石橋は、このような意見が単なる希望的観測に基づくもので、朝鮮、台湾、関東州という、当時の日本の勢力下にある諸地域との交易と、合衆国、インド、イギリスとの交易とを比べれば、日本と後者との貿易額は前者に比べ約2.7倍に達することを明らかにした。そして、朝鮮、台湾、関東州ではなく、合衆国、インド、イギリスとの貿易を促進させることこそが日本の経済的自立に不可欠であるとする。

また、中国本土についても、干渉政策を行った結果得られた貿易上の利益は合衆国との交易の増加額の三分の一にとどまっており、しかも、しばしばその重要性が指摘された中国からの鉄や石炭の輸入にしても、合衆国やイギリスからの輸入量に比べてわずかなものでしかなく、その重要性が実際には乏しいことを明らかにした。こうして大日本主義が依拠する主要な点を論破した石橋は、同様に、「国防上、海外の領土が必要である」という主張を無意味なものとし、実は海外領土が国防上必要なのではなく、海外に領土をもつから他国からの侵略に備える必要が生ずるということを指摘する。そして、人口問題解消のための植民地という考えについても、1905（明治38）年から1918（大正7）年までの日本における人口の増加数が950万人であるのに対し、同じ期間に台湾、朝鮮、満州などの海外領土に移住した者の数は80万人で、人口問題は何ら解決されていないことを示した⁽³⁰⁾。

こうして、日本が植民地政策を転換することで具体的な利益を得られることを明らかにした石橋は、この転換によって日本が国際政治の舞台で得られる、無形の利益が何であるかを説明する。

例えば満州を棄てる、山東を棄てる、その他支那が我が国から受けつつありと考うる一切の圧迫を棄てる、その結果はどうなるか、また例えば朝鮮に、台湾に自由を許す、その結果はどうなるか。英国にせよ、米国にせよ、非常の苦境に陥るだろう。何となれば彼らは日本にのみかくの如き自由主義を採られては、世界におけるその道徳的位置を保つを得ぬに至るからで

ある。その時には、支那を始め、世界の弱小国は一斉に我が国に向かって信頼の頭を下ぐるであろう。インド、エジプト、ペルシャ、ハイチ、その他の列強属領地は、一斉に、日本の台湾・朝鮮に自由を許した如く、我にもまた自由を許せと騒ぎ立つだろう。これ実に我が国の位地を九地の底より九天の上に昇せ、英米その他をこの反対の位地に置くものではないか。⁽³¹⁾

あるいは、次のような記述も見られる。

吾輩は、我が国が大日本主義を棄つことは、何らの不利を我が国に醸さない、否ただに不利を醸さないのみならず、かえって大なる利益を、我に与うるものなるを断言する。朝鮮・台湾・樺太・満州という如き、わずかばかりの土地を棄つることにより広大なる支那の全土を我が友とし、進んで東洋全体、否、世界の弱小国全体を我が道徳的支持者とすることは、いかばかりの利益であるか計り知れない。もしその時においてなお、米国が横暴であり、あるいは英国が驕慢であって、東洋の諸民族ないしは世界の弱小国を虐ぐるが如きことあらば、我が国は宜しくその虐げらるる者の盟主となって、英米を膺懲すべし。この場合においては、区々たる平常の軍備の如きは問題でない。戦法の極意は人の和にある。驕慢なる一、二の国が、いかに大なる軍備を擁するとも、自由解放の世界的盟主として、背後に東洋ないし全世界の心からの支持を有する我が国は、断じてその戦いに破ることはない。もし我が国にして、今後戦争をする機会があるとすれば、その戦争はまさにかくの如きものでなければならぬ。しかも我が国にしてこの覚悟で、一切の小欲を棄てて進ならば、おそらくはこの戦争に至らずして、驕慢なる国は亡ぶるであろう。⁽³²⁾

これらの指摘は、基本的には、日本が植民地を放棄し、その独立を実現させれば、列強の支配下にある植民地も必ずや宗主国に対して日本と同じ態度をとることを求め、日本は列強の植民地主義に終止符を打った国として世界中の従属国の尊敬を集めることができるのであり、もし英米といった国々が植民地の独立運動を抑圧するようなことがあれば、日本はそのような虐げられる人々の

盟主として、列強の驕慢さをくじく戦いをすべきであって、その戦いは、全世界から支持されるだろう、という構造をもつ。この石橋の発想の根底には、指導的な立場に立つ者に対して、軍事的、経済的な強大さだけではなく、道徳的、文化的に優れた特性を求める、盟主についてのアジアの伝統的な概念があるといえよう⁽³³⁾。そして、実際、石橋は東洋の盟主を自称する日本が、はたして本当に盟主たる資格を備えているかという点について、批判的であった。

一般的に云えば、日本が今日支那などに向って文明国顔をしておる其文明は、主として実に欧米から伝えられたものである。更に之を個人と個人の関係で云うなら、今日までの我が国運を開拓した優秀なる我人材の少なからざる数は、実に欧米人の指導教育に依って人と成った。精しい事績は茲に述ぶる余白も材料もないけれども、記者が記憶している所だけでも、日本に来ていた欧米人、また日本が向うに行つて世話になった欧米人で、真に日本を愛し、何うか日本を善い国にしてやろうと云う情熱から、日本人の為に尽くして呉れた人々は少くない。我国人中、支那に関係をもつた人々で果して左様な親切心を以て支那人の指導教養に努めた者が幾許あるか。⁽³⁴⁾

実を云うと、我国には、まだ後進国に伝うべき独立の文明は存しない（総ての學術が外国語を通さずして学び得ざるのは其証拠だ）。従つて唯だ文明を吸収するだけなら、滿蒙は日本に頼る必要はない。之を補うものは唯だ親切の力である。いずれ新国家には顧問なども入ることだろう、其人選には此点の考慮が肝要だ。⁽³⁵⁾

これらの指摘からも分かるように、近代化を進めようとするアジアの人々にとって、日本は指導者として見られるための資質を欠いているというのが、石橋の考えであった。これは、名目と実質との乖離を嫌うという、すでにわれわれが明らかにした石橋の思考の特徴からすれば当然のことである。そのため、石橋は、日本が「白人の真似」をして中国、台湾、朝鮮といったアジアの国々で「彼らを圧迫し、食い物にせんとしつゝあること」を不可とし、反対するの

である⁽³⁶⁾。

5 国益としての小日本主義

上にみたような石橋の指摘は、海外領土の拡張ではなく諸外国との経済的連携の促進を訴え、東洋の盟主という立場がいかに欺瞞に満ちているかを明らかにするという点で、当時の日本国内の風潮からすれば異質であった。今日の術語を使うなら、石橋は日本の進路に不可欠な要素として、軍事力に象徴される物理的強制力としてのハード・パワーの対極にあって、文化、政策、理念などの魅力によって相手国を引きつける力としてのソフト・パワーと、様々な参入障壁を設ける保護主義と決別して各国が開かれた市場を形成することによる地球規模での経済活動を挙げたということになるだろう。

しかし、「白人の真似」に反対したことからも分かるように、石橋は米英をはじめとする諸外国との協力を強調したが、米英の政策を全面的に肯定するという意味での単なる親米派ないし親英派ではなかった。むしろ、現在でも、後発段階にある国が外国市場への参入を試みる際に必ず口にする不満を述べるのである。すなわち、中国においては門戸開放を求めながらインドに対する他国の進出を拒み続けるイギリスや、自国の植民地への外国企業の参入を快く思わない合衆国の態度に、石橋は明確な矛盾を看取り、批判を試みたのである⁽³⁷⁾。

そして、英米に向けられる批判は日本そのものに対しても行われるのである。実際、石橋は、中国には近代的な統一国家を建設する力が欠けているという日本の侮蔑的な行動を批判し⁽³⁸⁾、「支那は、我が国にとっては、最も古い修好国であり、かつては我が国の文化を開いてくれた先輩国でもある」⁽³⁹⁾として中国蔑視の態度を厳しく戒める。

確かに、一連の言動をみるなら、石橋の態度は「民族自決の原理を支持」するとともに、「新中国の生みの苦しみに理解を示」すものといえよう⁽⁴⁰⁾。しかし、実際には中国について論ずる際にしばしば家族の比喩を用い、ときに「駄々子」と表現したように、石橋は中国と日本の関係を子どもと親という間柄で捉えていた⁽⁴¹⁾。特に、「自分に何の力も無いが、駄々さえこねれば、両親や近親が一時ちやほやして呉れることに因に乗って、益々やくざな駄々子

に成り行くが如きである」⁽⁴²⁾という一文は、江口圭一が石橋の「本性」と評し⁽⁴³⁾、あるいは及川英二郎が国民党政府による不平等条約の一方的な破棄という「予期せぬ進展」に石橋が「苛立ちを露わにしたものであることに間違いはない」⁽⁴⁴⁾と指摘する個所である。

ここでわれわれが注意せねばならないことは、この一文が石橋の本性の顕現でも、苛立ちを露わにしたものでもなく、石橋の中国に対する考え方が水平的なものではなく、垂直的な関係を前提にしていたということである。すなわち、兄弟姉妹ではなく親子として日中の関係を家族の比喩によって表現した石橋は、親子が生物学的な前後関係をもつと同様に、近代の世界における日本の位置を中国に先ずるものとして考えていたのである。言い換えるなら、石橋にとっても「中国に対する平等」が話題になるとすれば、その際の平等とは英米のような外国勢力との間の中国に対する接し方の平等性であって、中国と日本の間の平等性ではないのである。それは、親と子が世代を異にするという点で平等ではないのと同じであって、石橋にとってはごく当然の、論理的帰結といえよう⁽⁴⁵⁾。この個所を、石橋の本性の顕現であるとし、あるいは苛立ちの現れとすることは、石橋が日中の関係をどのように見なしていたかを正しく考えるならば、妥当性のある理解とはいえないのである。

石橋にとって、小日本主義も経済的自由主義も、無条件的に普遍性をもつ考えではない。むしろわれわれは、いかにして日本が列強の中で独立を保ち、しかも国力を向上させることができるかを合理的かつ経済的に考えた末にたどり着いたのが小日本主義と経済的自由主義であるといわねばなるまい⁽⁴⁶⁾。従って、石橋が日本の経済活動の障壁となる政策を採用する中国に警告を発したのも、中国市場において日本が商業的、経済的に浸透することが、彼の考える、日本にとっての「自由主義外交」⁽⁴⁷⁾の一部であったからである。

おわりに

石橋が国境を越えた経済活動を正当化するのも、中国市場における日本の浸透を強調するのと同じ理由による。すなわち、それが日本の国益にかなうからである。

もし我が国が東亜におけるその政策を開放主義とし、これを堤げて世界全体の開放を主唱するならば、記者は必ず世界を我が指導の下に動かし得ると確信する。顧みるに我が国の国際政策は、従来常に欧米の跡を追い、その糟粕を嘗める以上に出たことはない。東亜独占主義という如きも、畢竟するにそれに過ぎない。しかしもう日本も、そんなケチな立場を棄て、進んで世界を指導する雄大な気象を持って善い時だ。然して初めてまた我が国運の前途にも光明がある。⁽⁴⁸⁾

開放された世界的な貿易体制を構築するための第一歩を日本が踏み出すという期待をもって、石橋はこの社説を執筆したのであろうか。もしそうではないとすれば、この社説が示すのは、日本は東洋の盟主であるばかりでなく世界の盟主、世界を指導する位置にさえ立ちうるといふ、国家主義者たちに対する強い批判となるだろう⁽⁴⁹⁾。

経済的自由主義を擁護し、国際協調の重要性を訴えたのは、それが石橋にとって、日本が国家の利益を損なうことなしに列強と伍すための合理的な選択肢であったからである。このとき、われわれは、石橋がその議論の中で最後まで貫き通した要素が思考の合理性であり、小日本主義もそのような合理的な思考の所産であるということに注意せねばならない。1932（昭和7）年の満州事変から始まる戦争の時代において、石橋は表面的には現状を追認し、今後の展開についての方策を提示しながら、実際には韜晦的、複層的な論理を駆使することで、大東亜共栄圏や太平洋戦争などを批判することになる⁽⁵⁰⁾。これは、日本の国家としての利益を守るためには表面的な現象に拘泥せず、その背後にある本質こそ保たれるべきであるという、石橋の実践的な態度の表れでもあった。

海外への領土拡張が現実性のない話題となった現在の日本にとって、もし石橋の提起した様々な議論に今日的な価値があるとすれば、それは、合理的な思考の徹底した維持と、それによってもたらされた柔軟な発想、そして、理論と実践の一致ということができよう。そして、それらは、まさに石橋湛山の現実性を構成するために不可欠な要素なのである。

凡例

- ・本研究における石橋湛山の著作からの引用は、松尾尊允編『石橋湛山評論集』岩波書店、1984年により、同書からの引用に際しては、「号数、記事の種別、「記事の題名」「評論集」、頁数」という形式で引用箇所を示すものとする。また、同書に収載されていない記事については、石橋湛山全集編纂委員会編『石橋湛山全集』全15巻、東洋経済新報社、1970～1972年から引用した。その際、「号数、記事の種別、「記事の題名」「全集」巻数、頁数」という形式で引用箇所を示すものとする。
- ・本研究では、文献からの引用に際し、旧漢字を新漢字に改め、圈点、傍点、傍線、振り仮名はすべて省略した。

註

- (1) 自由主義や国際協調主義の立場を崩さない方針が言論統制下の状況の中では『東洋経済新報』に対して不利であり、雑誌の発行を続けるためにも退陣すべきであるという一部の社員の要求を、石橋は拒絶している。参照、石橋湛山『湛山回想』岩波書店、1985年、272頁。
- (2) それゆえに、石橋は1947(昭和22)年に連合国最高司令官総司令部(GHQ)から公職追放指定を受けた際、自らがどれほど軍国主義に反対してきたかを訴える上申書をGHQに提出したのである。
- (3) 長幸男『石橋湛山の経済思想』東洋経済新報社、9-10頁。
- (4) 司馬遼太郎『歴史と小説』集英社、1979年、115頁。
- (5) 長、前掲書、9頁。
- (6) 田中とデューイの関係については、例えば次の文献が参考になる。磯野友彦「田中王堂とジョン・デューイ」『日本デューイ学会紀要』第二一号、日本デューイ学会、1980年、76-81頁。
- (7) 増田弘『石橋湛山』中央公論社、1995年、25頁。
- (8) なお、文明批評という観点から石橋と田中の関係を検討した研究としては、次の文献を参照せよ。姜克実「若き石橋湛山の文明時評」『史観』第118号、早稲田大学史学会、1988年、19～31頁。
- (9) 昭和6年4月18日号社説「近來の世相ただ事ならず」、『評論集』170～174頁。
- (10) 大正8年10月18日号「財界概観」『評論集』、91頁。
- (11) 同、92頁。
- (12) 同上。
- (13) 同上。
- (14) 佐藤東洋、柳鐘哲、内原英聡、鈴木裕輔「状況主義に対する石橋湛山の批判—原理と合理的の観点から—」『国際日本学論叢』、第7号、法政大学大学院国際日本学インスティテュート専攻委員会、2010年、6頁。
- (15) 「財界概観」『評論集』、92頁。
- (16) 同。
- (17) 昭和13年4月23日号社論「公益の増進には個人の私利心の尊重を要す」『著作集』2、206頁。
- (18) 佐藤ら、前掲論文、8～9頁。
- (19) 「公益の増進には個人の私利心の尊重を要す」『著作集』2、207頁。
- (20) 同、206頁。
- (21) 同上。
- (22) 大正4年7月25日号時論「代議政治の論理」、『評論集』63～69頁。
- (23) 大正2年3月5日号社説「犬養・尾崎両氏に与う」、『評論集』39～43頁。
- (24) 大本教は、1935(昭和10)年にも警察による弾圧を受けている。そのため、1921年の弾圧を第1次大本教事件、1935年の弾圧を第2次大本教事件ともいう。なお、

- 両事件については、次の文献からその詳細を知ることができる。池田昭編『大日本史料集成』全3巻、三一書房、1982～1985年。
- (25) 大正10年10月29日号小評論「白蓮夫人の家出ほか」、『評論集』124頁。
 - (26) 増田、前掲書、i～ii頁。
 - (27) 長、前掲書、133頁。
 - (28) 井出孫六『石橋湛山と小国主義』岩波書店、2000年、37頁。
 - (29) なお、他の論説も含む三浦の主張の全体像を知るためには、次の文献が有益である。三浦鍔太郎（松尾尊兌編）『大日本主義か小日本主義か』東洋経済新報社、1995年。
 - (30) 大正10年7月30日号社説「大日本主義の幻想」（第1回）、『評論集』102、103、105、109頁。
 - (31) 大正10年7月23日号社説「一切を棄つるの覚悟」、『評論集』98～99頁。
 - (32) 大正10年8月13日号社説「大日本主義の幻想」（第3回）、『評論集』121頁。
 - (33) ラドケ、クルト・W、（鈴木裕輔訳）「日本の経済的自由主義における国家主義と国際主義」『国際日本学』第4号、法政大学国際日本学研究中心センター、2007年、113頁。
 - (34) 昭和7年2月27日号社説「滿蒙新国家の成立と我國民の対策」、『全集』第8巻、68頁。
 - (35) 同、69頁。
 - (36) 「大日本主義の幻想」第2回、『評論集』114頁。
 - (37) ラドケ、前掲論文、114～115頁。
 - (38) 昭和6年9月26日号社説「滿蒙問題解決の根本方針如何」（第2回）、『評論集』182～187頁。
 - (39) 同第1回、『評論集』177頁。
 - (40) 松尾尊兌「解説」『石橋湛山評論集』岩波書店、1984年、299、304頁。
 - (41) なお、石橋の家族観と小日本主義の関係については、次の文献が特に優れている。及川英二郎「石橋湛山の秩序観と家族のアナロジー」『東京学芸大学紀要』（人文社会科学系Ⅱ）第57号、東京学芸大学紀要出版委員会、2006年、155～169頁。
 - (42) 昭和3年8月社説「駄々っ子支那」、『全集』第6巻、228頁。
 - (43) 江口圭一「山東出兵・満洲事変と『東洋経済新報』」『大正期の急進的自由主義』東洋経済新報社、1972年、208頁。
 - (44) 及川、前掲論文、163頁。
 - (45) 後の世代が先の世代との同等性を主張するのは社会的には妥当であっても生物学的には妥当でないのである。
 - (46) その意味で、及川は、石橋の小日本主義が「功利主義的な動機づけを、その説得の最大の武器」とし、「自分たちのために植民地を放棄せよ」。これが、石橋の小日本主義の骨格ともいえる主張である」という適切な理解を行っているにもかかわらず、石橋が日本と中国との間の平等性を志向していない点を見落としているといえるだろう。参照、及川、前掲論文、160頁。
 - (47) 昭和10年7月6日号社説「支那の対日政策」、『全集』第9巻、92頁。
 - (48) 昭和11年9月19日号社説「世界開放主義を掲げて」、『評論集』197頁。
 - (49) 参照、ラドケ、前掲論文、128頁。
 - (50) この点については、増田弘が施した詳細な検討が有益である。参照、増田、前掲書、119～142頁。

<ABSTRACT>

Rational Thinking and “Small Japan Policy” as National Interests in Ishibashi Tanzan

SUZUMURA Yusuke

The main purpose of this paper is to examine arguments of Ishibashi Tanzan (石橋湛山 1884-1973) from two points of view: ‘expericism, functionalism, and pragmatism’, and ‘pacifism, international cooperation, and opposition to imperialism, colonialism, and fascism’. Then we analyse the truth of Ishibashi’s rational attitude and its consequence, “Small Japan Policy” from the angle of a contribution to national interests.

As a result we clarify that Ishibashi advocated economical liberalism or international cooperation because these were an adequate choice for him to deal with great powers without detracting from Japanese national interests. At the same time it is clear that Ishibashi acted and argued obeying the principle of rational thinking, and “Small Japan Policy”, which was his main argument, was a consequence of such an emphasis on rationality. It showed the pragmatic attitude of Ishibashi, by which he believed that obtaining national interests and keeping nature behind the thing-in-itself were more important than near-term interests and a superficial phenomenon.